

用途地域		第1種 低層住居 専用地域			第2種 低層住居 専用地域		第1種 中高層住居 専用地域		第2種 中高層住居 専用地域		第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域		近隣商業地域 準工業地域		商業地域		工業専 用地域			
日影 規制	指定容積率	80%	100%	150%	80%	100%	100%	150%	200%	100%	150%	200%	—	200%	300%	300%	400%	500%	200%	
	規制値の種別	(1)	(2)	(3)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(1)	(2)	(2)	(2)	—	—	—	—	—	
	日影 時間	5mを超え 10mの範囲	3時間	4時間	5時間	3時間	4時間	3時間	4時間	3時間	4時間	3時間	4時間	4時間	5時間	5時間	—	—	—	—
		10mを超える 範囲	2時間	2.5時間	3時間	2時間	2.5時間	2時間	2.5時間	2時間	2.5時間	2時間	2.5時間	2.5時間	3時間	3時間	—	—	—	—
	測定水平面 (平均地盤面から の高さ)		1.5m					4m												
	規制される建築物		軒高が7mを超えるか、 または地上3階以上					高さが10mを超える建築物												
道路 斜線 制限	勾配	1.25										1.5								
	適用距離	20m										20m(準工業300%・商業500%は25m)								
隣地 斜線 制限	勾配	—					1.25										2.5			
	勾配の起点と なる高さ	—					20m										31m			
北側 斜線 制限	勾配	1.25					1.25					—								
	勾配の起点と なる高さ	5m					10m					—								
絶対高さ制限		10m					—													
前面道路に係る 容積率の制限 (全面道路の幅員が 12m未満の場合)		0.4										0.6								
法22条区域		指定あり(市街化区域のうち、防火・準防火地域の全てを除く区域)																		

※所沢市内で日影図を作成するときの北緯、東経は右記の数値を参考にしてください。 北緯:36度、東経:139度28分

平成30年3月時点